

近江学園児童短期入所事業利用契約書

近江学園児童短期入所事業利用者（以下「利用者」という。）と滋賀県知事 三日月大造（以下「事業者」という。）は、利用者が滋賀県立近江学園（以下「施設」という。）の短期入所サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限り、その地域において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して児童福祉法および障害者総合支援法の趣旨に従ってサービスを提供するものであり、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに、サービスが提供されることを目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、20 年 月 日から、20 年 月 日までとします。ただし、本契約満了日の1箇月前までに利用者、事業者いずれかから別段の意思表示がない場合には、本契約は1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

2 毎年度7月末日までに利用者から事業者に対して障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という）の写しの提出がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず本契約は既に提出された受給者証に記載の有効期限をもって終了したものとします。

3 サービス利用にあたっては、その都度別紙「近江学園短期入所サービス利用申込書」により申し込みを行い、協議、調整を行った後に施設の受け入れ可能範囲で利用を応諾します。

（サービスの内容）

第3条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを利用者に提供します。

2 事業者は、利用児童の障害程度に応じたサービスを提供します。

3 事業者は、日常生活上の支援や日中活動支援にあたっては、利用児童の自立支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

4 事業者は、利用児童または他の利用者の生命および身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除き、利用児童の行動を制限する行為を行いません。

（利用料および延滞金等）

第4条 利用者は、第3条に定めるサービスに対して、市町が定める介護給付費、利用者負担額および利用者が負担すべき実費（重要事項説明書に記載）を事業者に支払います。

ただし、介護給付費については、事業者が市町から代理受領するため、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、前項の利用者負担額および実費について、支払い指定口座からの引き落としで支払います。

3 契約に定める事項の他、利用料の支払いに関することの全てについては、滋賀県の財務に関連する法令および関係諸規程に従うものとします。

4 利用者が、定められた期間内に利用料を支払わなかった場合、利用者は滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第4条による額を支払うものとします。

（利用の終了と中断）

第5条 事業者は、次の各号に該当する場合はサービスの利用を一時中断、もしくは終了します。

（1）災害や事故等の理由により事業者が一時的にサービスを提供できないとき。

（2）利用児童が医療機関に入院し、入院付添を要する場合や利用期間内に退院できる見込みがないとき。

（3）施設で伝染性の高い病気が発生したとき、または利用児童が伝染性の高い病気に罹患したとき。

（4）利用児童の暴力行為や破壊行為が著しく、施設運営に甚大な支障を与えるとき。

（契約の終了と解約）

第6条 次の各号に該当する場合は契約を終了します。

（1）利用児童が死亡したとき。

（2）利用者が市町から介護給付費を受給しなくなったとき。

（3）災害や事故等の理由により施設の運営が不可能になったとき。

（4）施設が障害福祉サービス事業所の指定を受けなくなったとき。

2 利用者は、契約期間中、契約を解約できます。この場合は、事前に事業者に通知するものとします。

（利用者からの解除）

第7条 利用者は、次の各号に該当する場合は契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が、契約に定める義務に違反したとき。
 - (3) 事業者もしくは従事者の故意または過失の行為により契約を継続しがたい事情が認められるとき。
- (事業者からの解除)

第8条 事業者は、次の各号に該当する場合は契約を解除できます。

- (1) 利用者が第4条に定める利用料を支払う意思がないと認められるとき。
- (2) 利用者の故意または過失の行為によりサービスの提供もしくは施設の運営に甚大な支障が生じると認められるとき。

(守秘義務)

第9条 事業者は、業務上知り得た利用者の個人情報や秘密について、正当な理由がない限り第三者に開示しません。

(緊急時の支援)

第10条 事業者は、利用児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者に連絡を行うとともに、医療機関の受診等の必要な対応を行います。

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者に連絡を行うとともに、必要な対応を行います。

2 事業者は、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負います。

3 利用者または利用児童が、故意に施設や他利用者に損害を与えた場合は、その損害を補償していただく場合があります。

(情報の保存)

第12条 事業者は、サービスの提供に関する書類等を整備し、契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例に基づき、事業者に対して利用に関する関係記録の開示を請求できます。

(苦情の解決)

第13条 利用者は、事業者のサービスに関する苦情がある場合は、重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果や改善の必要性の有無およびその方法等について、利用者に文書で報告します。

3 事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由として利用者に不利益を与えることはしません。

(その他)

第14条 この契約に定めない事項について疑義が生じた時は、関係法令および関係諸規定に従う他、利用者と事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

この契約の成立を証するために、契約書2通を作成し、利用者および事業者が記名押印のうえ、それぞれ1通を所持します。

20 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	(扶養義務者) 印
	利用児童	

(事業者) 住 所 大津市京町四丁目1番1号
 事業者名 滋賀県知事 三 日 月 大 造